

平成25年12月中川村議会定例会議事日程(3)

平成25年12月13日(金) 午後2時00分 開議

日程第1	請願第7号	「特定秘密保護法」を廃止にする請願
日程第2	請願第8号	「特定秘密保護法」を廃案にする請願
日程第3	陳情第12号	「特定秘密保護法」制定に反対する陳情書
日程第4	陳情第13号	T P P交渉に関する陳情書
日程第5	陳情第11号	生活保護制度の生活扶助基準引き下げの見直しを求める陳情書
日程第6	発議第1号	中川村議会基本条例の制定について
日程第7	発議第2号	中川村議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第8	発議第3号	中川村議会会議規則の一部を改正する規則について
日程第9	発議第4号	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出について
日程第10	発議第5号	生活保護制度の生活扶助基準引き下げの見直しを求める意見書の提出について
日程第11	発議第6号	T P P交渉に関する意見書の提出について
日程第12		委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

1番	中塚	礼次郎
2番	高橋	昭夫
3番	小池	厚
4番	山崎	啓造
5番	村田	豊
6番	大原	孝芳
7番	湯澤	賢一
8番	柳生	仁
9番	竹沢	久美子
10番	松村	隆一

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	下平達朗	総務課長	宮下健彦
会計管理者	宮澤学	住民税務課長	米山恒由
保健福祉課長	玉垣章司	振興課長	福島喜弘
建設水道課長	米山正克	教育次長	座光寺悟司

職務のために参加した者

議会事務局長	中平千賀夫
書記	松村順子

平成25年12月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成25年12月13日 午後2時00分 開議

- 事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
- 議 長 ご参集ご苦労さまでございます。
- ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
- お諮りいたします。
- 日程第1 請願第7号から日程第3 陳情第12号までの3件につきましては、特定秘密保護法関連であり、議会会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 異議なしと認めます。よって、
- 日程第1 請願第7号 「特定秘密保護法」を廃止にする請願
- 日程第2 請願第8号 「特定秘密保護法」を廃案にする請願
- 日程第3 陳情第12号 「特定秘密保護法」制定に反対する陳情書
- の3議案を一括議題といたします。
- 3件は総務経済委員会に付託してあります。
- 総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。
- 総務経済委員長 それでは一括ということで報告を申し上げます。
- 請願第7号 「特定秘密保護法」を廃止にする請願について審査の報告をいたします。
- 去る12月9日、議会本会議において総務経済委員会に付託をされました受理番号7号、「特定秘密保護法」を廃止にする請願について、11日、役場第1委員会室において委員全員出席のもとに慎重に審査を行いました。
- 審査の結果は採択であります。
- 請願の趣旨は、11月26日、衆議院本会議で強行採決により可決された特定秘密保護法は、市民の知る権利、取材、報道の自由、表現の自由などを侵害し、市民の生命と安全を脅かし、憲法の平和原則をも全く相いれない法律である。特定秘密保護法は、国家安全保障会議設置法と一体のものとして提出をされ、軍事情報の秘密化、内閣の大本営化、安倍政権の集団的自衛権への流れから見ると、同法が戦争準備法であることは疑いない。憲法の国民主権、平和主義、基本的人権の保障という3大原理の上からも特定秘密保護法の廃止を求めると、こういうものであります。
- 審査の過程ですが、委員からの意見として「国民の知る権利を思うときに、あいまいな点が多い。」「特定秘密の範囲が不明確。」「特定秘密の妥当性、監視チェック方法、国会審議や国民への説明が不足している中での強行採決はよくない。」「秘密

報道の処罰。」などの意見が出され、「法の施行は、法の公布までの中、どんな運用、論議、修正があるかを、今後、注視していく必要がある。」との発言もありました。

なお、意見書文言で「チェックする第三者機関はありません。」という文言がありましたが、その文面はちょっと無理があるんじゃないかということで意見が出まして、削除をいたしまして、それから、「三権分離性を根本から破壊する」と、こうした文言もありましたけれども、それは「破壊するおそれがあります。」と修正をして、全員賛成、採択となりました。

次に、請願第8号であります。「特定秘密保護法」を廃案にする請願についての審査の報告をいたします。

去る12月9日、議会本会議において総務経済委員会に付託をされました受理番号8号、「特定秘密保護法」を廃案にする請願について、11日、役場第1委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。

この件につきましては、特定秘密の保護に関する法律を廃案にすることが請願の項目であります。12月6日の参議院本会議で法律が成立をいたしましたので、当委員会としての審議は不能となりました。

以上、報告であります。

次に3点目ですが、陳情の関係であります。陳情第12号「特定秘密保護法」制定に反対する陳情書についての審査報告をいたします。

去る12月9日、議会本会議において総務経済委員会に付託をされました陳情受理番号12号、「特定秘密保護法」制定に反対する陳情書について、12日、役場第1委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。

この件は、今国会中の特定秘密の保護に関する法律を制定しないことが陳情趣旨であります。既に12月6日の参議院本会議で特定秘密保護法が成立、制定されましたので、当委員会としての審議は不能となりました。

以上、報告であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長

報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

○9 番

(竹沢久美子) 私は、特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める請願に対して、委員長報告に対して賛成の立場で討論いたします。

きょう13日、政府は特定秘密法を公布します。秘密法は公布から1年以内に施行されます。「何が秘密か、それが秘密です。」とやゆされるように、法案の中には「その他」の言葉が躍り、森少子化担当大臣の答弁はその都度変わる、何でも秘密指定

できる法律です。それゆえに、法案の内容がわかるにつれ、学者や研究者、弁護士や市民団体、ジャーナリストや新聞、雑誌、マスコミなど多くの人々が知る権利、表現の自由、報道の自由を求めて反対の声を上げました。

しかし、多くの反対の声を無視して、選挙公約にもなかった秘密法案、国民の権利であるデモさえもテロと言う石破氏の姿勢などでもわかるように、数を頼んで自公政権の強行採決、議会人としても許すことができません。

戦前、治安維持法で思想や言論を封じ込め、戦争へ突入していった歴史があります。現在でも膨大な秘密を抱えている政府がこれ以上秘密を増やし、日本版NSCの設置、海外への武器輸出3原則、集団的自衛権の容認など、日本がアメリカの戦争に加担する方向に向かっていくのは目に見えております。

私は、女性や子ども、そして一般人が最大の犠牲者になる戦争に向かう法案は断固反対です。想像してみてください。イラク戦争の前にこの法案が通っていたら日本の若者は海外で戦っていました。

憲法の知る権利を憲法によって縛られるべき人たちだけの権利にしてしまうこの法律は、私たち議会人としても許すことができません。

よって、特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める請願を採択することの委員長報告に対し賛成討論といたします。

○議長 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 これで討論を終わります。

最初に請願第7号の採決を行います。

委員長の報告は採択です。

請願第7号は委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。よって、請願第7号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、請願第8号及び陳情第12号については、特定秘密保護法が12月6日に国会で可決されていますので、その請願者、陳情者の願意と請願、陳情内容が異なっているため、委員会採決には至っておりません。委員長報告のとおりであります。

日程第4 陳情第13号 TPP交渉に関する陳情書を議題といたします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 それではTPP交渉に関する陳情書について審査の報告をいたします。

去る12月9日、議会本会議において総務経済委員会に付託をされました陳情受理番号13号、TPP交渉に関する陳情書について、12日、役場第1委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。

審査の結果は採択であります。

陳情の趣旨は、政府は7月からT P P交渉参加に入ったが、農産物5品目の関税撤廃など交渉の内容が国民に明らかにされていない。約束した情報開示は保秘契約を理由に公開拒否、日本政府が何を主張したかもわからず、結論押しつけの危険性がある。また、農林業や食の安全、医療、保険制度などの影響が大きく、全国、多くの議会が反対、慎重対応を決議しており、国民的な議論が不十分に加え国益を守る保証がないなどからT P P交渉内容の開示と交渉撤退を求めるといふものです。

中川村議会としては6月の議会で交渉参加に対する請願、断固反対に対する陳情、また9月の議会ではT P P交渉から撤退要求の請願などを政策実行を求める意見書を議員全員賛成により意見書を、つまり国会へ提出しており、今回、同じ内容なので継続して出してもよいのではないかと、そうした意見が出まして、結果として全員賛成で採択となりました。

審査の過程では、意見として委員から「T P P交渉は難航しており、各国主張交渉はスムーズな状況にない。」「農業以外の保険制度など心配、不安が多い。」また、「T P Pは日本の食を逆に利用できる。グローバルな時代であることの認識が必要。」「J Aは必要だが、何もやってくれない。」などの意見が出されました。

以上、審査の報告といたします。

審議、よろしくをお願いします。

○議 長 報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

○6 番 (大原 孝芳) 私は委員長報告に賛成の立場で意見を述べたいと思います。

今も委員長からお話がありましたように、私たちの議会では、ずっとこの問題について陳情者の要望にこたえ議会として要望してまいりました。採択してきました。

最近の報道では、年内の交渉は、もう、これで打ち切りと、そして、きょうのお昼のニュースにおいては、来年のアメリカの中間選挙が行われるために、3月、春ごろまでに交渉が終わらないと、もう先に進まないというような報道もされています。それほど難しい交渉であります。中川村にとっては、T P Pの問題は非常に大きく、また国民にとっても大きな問題であります。こうしたことが、今の状況が、村民、また国民に大きな不安を抱かせている原因だと思います。このような何ごとも払拭できないような状況でT P Pを進めるといふことは非常に困難な状況だと思います。

したがって、我々中川村議会では、ずっとこの問題について、陳情者とともに、村民とともに、こういったことを提案しながら注視していくことが大変大事かと思っております。

以上をもって賛成討論といたします。

- 議 長 ほかに討論はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
- 議 長 これで討論を終わります。
 これより採決を行います。
 この陳情に対する委員長の報告は採択です。
 この陳情は委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
- 議 長 全員賛成です。よって、陳情第 13 号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。
 日程第 5 陳情第 11 号 生活保護制度の生活扶助基準引き下げの見直しを求める陳情書
 を議題といたします。
 本件は厚生文教委員会に付託してあります。
 厚生文教委員長より審査結果の報告を求めます。
- 厚生文教委員長 それでは厚生文教委員会の報告をいたします。
 12 月 9 日の本会議におきまして当厚生文教委員会に付託されました陳情第 11 号生活保護制度の生活扶助基準引き下げの見直しを求める陳情書について、去る 12 月 11 日、第 2 委員会室において全委員出席のもと、上伊那医療生協の理事より説明を受け、慎重に審査しました。
 審査の結果は採択すべきもの 2 名、趣旨採択すべきもの 2 名の同数でした。よって、中川村議会委員会条例第 15 条 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによるに基づき、採択すべきものと決しました。
 審査の過程で出された意見等は次のとおりです。
 「趣旨は理解できる。8 月、国で決まったばかりのことであり、内容が見えてきた時点で様子を見て慎重に動くことも必要。毎年、社会保障費はどんどん増えており、税金は上げるな、保障はせよということは難しい。」との意見と趣旨採択の討論がありました。
 また、「国が決めてすぐ反対という意見が出てくる。例えば原発の問題など、反対するだけでなく、違う方法もあるという提案も必要。」「社会保障制度改革推進法の 3 年間のプログラムは国の果たすべき役割を放棄しており、地方の議会として意見を言っていく。」「地方議員として村民の状況を考え、村民益を守るため、国へ言うべきことは言っていくというスタンスが必要。」という意見が出されました。
 以上、報告とさせていただきます。
 よろしくご審議をお願いいたします。
- 議 長 報告を終わりました。
 これより委員長報告に対する質疑を行います。
- 8 番 (柳生 仁) ただいま委員長報告がありまして、採択と趣旨採択の両方があったということがございます。その中で、こういった社会保障費が年々膨大して苦し

くなって、今度は減額の方向に行くっていう傾向でありますけども、歳出がある場合は歳入が必要ということで、そこら辺をどのように審査されたかをお願いします。

○厚生文教委員長 歳出と歳入をどうするかということでございますけれど、私たち議員がどういうスタンスでこうした問題をとらえていくのか、例えば、国が金がないからできないということに対して、それじゃあ村民益というものをどういうふうにするのか、私たちは、やっぱり地方議員の立場でそうしたことを考えていくべきであって、国の大きなことが金がないからできないということをそのまま受けとめて、村民が困ったり、そして大変な状況になっていくのを見過ごすわけにはいかないというような意見が出され、国のそのことを心配することが地方議員の仕事かというような議論がなされました。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

○8番 (柳生 仁) 私は、ただいまの厚生文教委員会の審査結果でございますが、結果は採択のようでありますけども、私は趣旨採択の立場として意見を述べさせていただきます。

まず、最初に、ここに出ております陳情の中でもって全国で1万世帯を超える受給者が生活保護基準の見直しを求める請求を行っていると書いてありますけども、これ、さきの朝日新聞、9月末現在の報告であります。生活保護現額不服申し立て7,671件とあります。この件数の違いが大変気になります。この中で、朝日新聞のほうでは、人数が1万人を超えるんじゃないかというふうになっております。そうしたことの心配と、もう1点は、単に削るだけじゃなくて、この生活保護費につきましては、ある面、保護をしっかりとすることによって労働意欲をなくしている部分もあるということが心配されております。もう1点は、政府は、この減額したものを、110億円を新しく働く人のための対策に充てようと言っております。

そういった面から、私は、今回のこの陳情につきましては、趣旨採択が妥当じゃないかと、こんなふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長 長 ほかに討論はありませんか。

○7番 (湯澤 賢一) 私は委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

上伊那医療生活協同組合から提出された生活保護制度の生活扶助基準引き下げの見直しを求める陳情書は、政府が25年度から段階的に3年間で7.3%の引き下げを決定して本年8月から生活保護費が削減されたことに対し見直しを求める意見書に関係各機関へ提出することを求める陳情であります。

アベノミクスで景気がよくなったとの経済情勢が、地方ではほとんど実感できない中、よくなった人と悪くなった人との間の格差が急速に広がり、貧困化も急速に進んでおります。

そうした中、生活保護法による補足率、つまり、本来、生活保護の対象になるが現実に受けている世帯の比率は20%前後と言われております。多くの人が生活保護を受けることを潔しとしなかったり、偏見であったり、あるいは知らなかったりで、本来、その低い補足率のほうが問題であるべきなのに、一部の不正受給者の問題や最近問題になった極めて特異な例を引き合いにして、真に生活保護を必要としている人を巻き込んで扶助基準を引き下げることが、行政のあり方として正しいあり方とは思いません。

生活費に困窮する原因はさまざまですが、多かれ少なかれ、だれもが将来に不安を覚えていると思います。生活保護法は生活保障の最後のとりでであります。

意見書にあるように、憲法25条で健康で文化的な最低限の生活を営む権利としての生存権の実現のために、より質の高い社会保障制度を追及していくことが政治の本来の姿であり、生活扶助基準引き下げの見直しは当然だと考えます。

以上の理由により意見書を提出する委員長報告に賛成をいたします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 賛成多数です。よって、陳情第11号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

お諮りいたします。

日程第6 発議第1号から日程第8 発議第3号までの3件につきましては、中川村議会基本条例制定に伴うもので関連がありますので、議会会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。よって、

日程第6 発議第1号 中川村議会基本条例の制定について

日程第7 発議第2号 中川村議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第8 発議第3号 中川村議会会議規則の一部を改正する規則について

の3議案を一括議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○7 番 (湯澤 賢一) それでは中川村議会基本条例制定の提案説明を行います。

行政改革と地方分権が急速に進んで二代表制の一方を担う議会の大規模な議員定数の見直しや削減があり、議会のあり方についての改革と活性化の模索が全国的に

進められております。そうした中で、議会と住民の約束として議員の役割や活動原則、議会と住民や村長との関係などを明文化して、住民の負託に真にこたえる議会を目指す議会基本条例を制定する動きが全国的に活発化しております。

中川村議会でも活性化委員会で、当時からは5年の歳月をかけてさまざまな研究をしてまいりました。先進の議会や大学の専門の教授などの識者や県の議長会からの指導も直接受けまして、住民との懇談会を経て本定例会への上程となりました。

条文の区分につきましては議員間で十分議論を尽くしてきたところでありまして、あえて触れませんが、前文の書かれている理念についての朗読と若干の審議の過程を述べ、提案説明とさせていただきます。

前文、

中川村議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現のため二元代表制のもと選挙で選ばれた議員で構成する合議制の機関であり、議会及び議員は村民の負託にこたえる責務を有しています。議会に対する村民の負託には地方自治に関する村民福祉の実現ばかりではなく、先人が築いた自立的で自由な自治をさらに発展させることも含まれています。

としております。

地方自治の本旨とは何かということでは、そのことについては繰り返し討論いたしました。特に団体自治と住民自治のうち住民自治の言葉の意味について理解を深めるための討論がされました。

また、自立的で自由な自治とは、議会は何物にもとらわれず、真に村民益を追求し、住民福祉を実現する、そのための合議制の機関であるということを議員の決意としてうたったものであり、そうした理念を前文に明記したことがほかの町村にはない中川村の条例の特徴であります。

地方分権の進展に伴い、地方自治体での自己決定や自己責任がより一層拡大されるため、議会は議論を通じてその責務である立法機能、監視機能、調査機能、政策形成機能を充実させるとともに、対話を通じて村民の提案を積極的に受けとめ、村民に開かれた議会であることが求められています。

地方自治法の規定の遵守に加え公正性と透明性の確保、政策形成への村民参加の推進、積極的な情報公開、村長との緊張関係の保持、議員間の討議の尊重、議会活動を支える体制整備、議員の資質向上等を図るためこの条例を制定する。

と前文にしております。

以上ですが、村民の負託にこたえられる議会のために中川村議会基本条例制定の提案説明といたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○9 番 (竹沢久美子) それでは発議第2号の説明をさせていただきます。

中川村議会基本条例の制定に伴い本案を提出します。

中川村議会委員会条例の一部を改正する条例

中川村議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第 17 条を次のように改める。

会議の公開 第 17 条 委員会の会議は原則これを公開する。

2 委員会の傍聴に関し必要な事項は中川村傍聴規則を準用する。この場合において同規則中、「議長」とあるのは「委員長」と、「議場」とあるのは「委員会室」と読みかえるものとする。

ただし、同規則第 2 条の規制は適用しないものとする。というものです。

中川村委員会の 17 条は傍聴の取り扱いについてなされているわけですが、今まで委員会は、議員のほか委員長の許可を得た者が傍聴することができるという案文でしたが、今回は、どなたにでも公開ができるということです、よろしくお願ひします。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行するとなっております。

以上、説明とさせていただきます。

○ 2 番 (高橋 昭夫) それでは発議第 3 号の提案説明を申し上げます。

中川村議会基本条例の制定に伴い本案を提出する。

中川村議会会議規則の一部を改正する規則

中川村議会会議規則（昭和 63 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 63 条中、「第 55 条及び」の部分进行削るということであります。

以上、提案説明といたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○ 議長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

○ 4 番 (山崎 啓造) それでは議会基本条例制定に向けて賛成の立場から討論をしたいと思ひます。

我々地方議員の役割は変わりつつあります。

議員の役割というものが、行政が公平かつ効率的な自治体運営を行っているかをチェックをし、行政と住民との懸け橋としての任務が大きな仕事であるという考え方の中で現在まで経過してきているのではないのでしょうか。

しかし、地域がみずから考え、みずからの責任のもとに行動する地方分権の進展に伴い、地方議員は、みずから政策を考え、提示し、その実現のために行動することが求められてきております。

かつてのように自治体の持つ情報を役所と議員だけが独占している範囲は確実に狭くなっています。なぜなら、マスコミの発達とインターネットの発達によることだと思ひます。しかるに、さまざまな情報を住民と議員がいかに共有するかが求められてきています。

今まで物理的にも精神的にも離れていた議員と主権者である住民との距離を縮め、我々議員がみずから解決の道筋を見出していかねばなりません。

地方分権社会の中で、問題解決のモデルはあったとしても、それがそのまま自分たちの地域社会に当てはまるものはなかなかないのが現実であります。地域住民を初め、より多くの人たちが集まり、地域社会をデザインしていく地域リーダーとしての役割が我々に課せられた責務であると思われまます。また、これがますます重要になってくるのではないのでしょうか。

以上、さまざまな事柄を村民に開かれた議会を目指し、信頼される議会の実現に向けて、基本条例の制定は待たなしたと思うわけでありまます。

以上、賛成討論でございます。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。

これより採決を行います。

最初に発議第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に発議第2号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に発議第3号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第9 発議第4号 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○1 番 (中塚礼次郎) それでは朗読をもちまして提案とさせていただきます。

特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書

特定秘密保護法では、秘密保護の対象となり、情報の漏えいに対して罰則等が科せられる特定秘密について防衛に関する事項、外交に関する事項、外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項、テロ活動の防止に関する事項などが挙げられています。その指定については、当該情報を管理している行政機関

の長に権限がゆだねられており、長の判断で軍事や外交に関する情報、政府や警察官の不正に関する情報等の重要な情報が特定秘密に指定され、隠蔽されてしまうという危険性があります。

膨大な数の情報が秘密とされれば、何が秘密かわからず、国民は見ざる、聞かざる、言わざるという状況に追い込まれます。国民の生活に重要な意味を持つ事項、例えば原発の安全性にかかわる問題やT P P交渉など、特定秘密に指定されるおそれがあり、これらの情報が特定秘密に指定され、その漏えいや取得、つまり内部告発や取材活動が厳しい罰則の対象になり、国民処罰の対象になり、国民は生活にかかわる重要な情報を知ることができなくなります。

さらに、この法律は内閣の行政権を肥大させ、国権の最高機関である国会の立法権や国政調査権、裁判所の司法権、内閣の行政権という三権分立制を根本から破壊するおそれがあります。

よって、地方地自法第99条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

国民の知る権利や言論の自由に対する侵害とあわせ民主主義の根幹を破壊する重大な内容を持つおそれのある特定秘密保護法を廃止するよう強く求めます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これより発議第4号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって発議第4号は原案のとおりに可決されました。

日程第10 発議第5号 生活保護制度の生活扶助基準引き下げの見直しを求める意見書の提出について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議 長

趣旨説明を求めます。

○6 番

(大原 孝芳) では案文を朗読しまして説明とさせていただきます。

生活保護制度の生活扶助基準引き下げの見直しを求める意見書

政府は生活保護制度の見直しの中で期末一時扶助を含む生活扶助基準等について

平成 25 年度から 3 年間で段階的に 7.3%の引き下げを決定し、8 月分から生活保護費が縮減されました。

生活扶助基準は個人住民税の非課税限度額を初め最低賃金、就学援助等の基準を決める際にも用いられており、国民の最低限度の生活を守る社会保障制度のかなめであることから、生活扶助基準が引き下げられることとなれば国民の生活水準のさらなる低下につながることを懸念されています。

生活保護制度は憲法第 25 条で保障される健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を具体化したものであり、今回、政府の示した生活保護基準の見直しは憲法が保障している生存権の趣旨にも反するものと言わざるを得ません。

よって、政府におかれましては、国民の最低限度の生活を保障するため、生活扶助基準の引き下げを見直し、生活困窮者が安心して生活できる生活保護制度を整備するよう求めるものです。

以上、審議をよろしくお願いします。

○議 長

説明を終わりました。

これより発議第 5 号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

賛成多数です。よって発議第 5 号は原案のとおりに可決されました。

日程第 11 発議第 6 号 TPP 交渉に関する意見書の提出についてを議題といたします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議 長

趣旨説明を求めます。

○ 8 番

(柳生 仁) TPP 交渉に関する意見書、朗読をもって説明とさせていただきます。

年内合意を目指すとしている TPP 交渉は重大な局面を迎えています。

7 月に TPP 交渉に参加し、政府は再三にわたって国益を守るとし、与党は農産 5 品目の関税撤廃の除外を決議し、参議院選挙でも同様の公約を打ち出し選挙を戦いました。

衆参の農水委員会は、農産品 5 品目の関税撤廃が除外できない場合は交渉から離

脱することを明記した決議を上げています。

さらに政府は情報開示を約束し、国民的議論の重要性を強調してきました。

しかしながら、10月のTPP首脳会議を前後して農産物重要5品目の聖域見直しを容認する動きを強め、保秘契約を理由に情報公開を拒否しています。このまま推移するなら国民は交渉の内容や経過、日本政府が何を主張したかも知ることなく結論だけを押つけられる危険性があります。

TPPは農林漁業、食の安全、医療制度、保険など国民生活に広く影響を及ぼし、ISD条項は国家主権を揺るがしかねない重大な問題を含んでいます。

こうした不安や疑念が払拭されないため、これまで44道府県や全国市町村の8割に及ぶ議会が反対ないし慎重な対応を求める決議を行い、広範な分野の団体が交渉に反対してきました。国論を二分した世論状況にあります。

このように国民的議論の不十分さに加え、国益を守れる保障もなく、情報すら公開できないTPP交渉は撤退する以外ありません。

記

1 TPP交渉の内容を国民に開示すること。

2 TPP交渉から撤退すること。

以上、慎重なご審議をお願いします。

○議 長

説明を終わりました。

これより発議第6号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって発議第6号は原案のとおりに可決されました。

日程第12 委員会の閉会中の継続調査について
を議題といたします。

厚生文教委員長及び議会運営委員長から、議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件について各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。
- これで本定例会の会議に付された事件の審議はすべて終了しました。
- ここで村長のあいさつをお願いします。
- 村長 平成 25 年度中川村議会 12 月定例会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。
- 今定例会では、提案申し上げましたすべての議案を原案のとおり可決いただき、まことにありがとうございました。
- また、ただいまは中川村議会基本条例が制定されましたこと、まことにすばらしく、心よりお喜びを申し上げる次第であります。
- 一般質問では、リニア中央新幹線や国の減反政策見直しへの対応、介護保険制度見直しや特定秘密保護法に対する考え方など、多方面にわたり多くの貴重なご意見をいただきました。そのことについても御礼を申し上げます。
- 特定秘密保護法の廃止やTPP、生活保護制度生活扶助基準引き下げに関しては請願、陳情が採択され、勇気と意義のある判断がなされたと村民の一人として私も誇らしく感じるところであります。
- TPPは来年に持ち越されそうではありますが、同時に並行して行われている日米2国間協定において、実質的などころは持っていかれそうな気もして心配をしております。
- また、NHKなどのテレビでは最近とみに軍事関連のニュースが増え、国民の不安と敵がい心をあおっているように感じ、戦前のメディアもこうだったのではないかと暗たんたる思いがいたします。
- 特定秘密保護法の後には集団的自衛権行使を可能にしようとする憲法違反の国家安全保障基本法案が準備され、来年度、国会に上程されようとしているようです。雑誌報道によると、そこには基礎自治体の責務が多数記されているようで、中川村もいや応なく戦争に備える体制に組み込まれていくのかもしれない。注意を怠らず、情勢を見極め、対応を考えていかねばならないと思っています。きな臭いにおいもして、来年がどうなるのか不透明ではありますが、議員各位におかれましては、ご自愛の上、ご健勝にて年の瀬を越え、よい年を迎えられることを祈念申し上げます、議会閉会のごあいさつといたします。
- 大変ありがとうございました。
- 議長 これで本日の会議を閉じます。
- 以上をもって平成 25 年 12 月中川村議会定例会を閉会といたします。
- ご苦労さまでした。
- 事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後 3 時 0 1 分 閉会]

議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____